

住宅用火災警報器を 設置してください！

住宅用火災警報器を設置して、大切な人の命を住宅火災から守りましょう！

設置義務です

住宅用火災警報器



◇住宅用火災警報器の設置場所は、「寝室」及び「階段（寝室が2階以上の階にあるとき）」です。

●住宅用火災警報器の設置率●

宇部・山陽小野田消防局管内	83.0%
山口県平均	83.3%
全国平均	84.9%

（令和7年6月1日現在）

※火災による死者の約7割は、住宅火災によるものです。

住宅火災の件数は、総出火件数の3割ですが、住宅火災による死者数は総死者数の約7割を占めています。

そういった近年の住宅火災による死者数をより減少させるために、住宅用火災警報器等の設置が義務づけられています。

○住宅用火災警報器の維持管理について○

★住宅用火災警報器の点検について★

ご家庭に設置している住宅用火災警報器は定期的に点検されていますか？

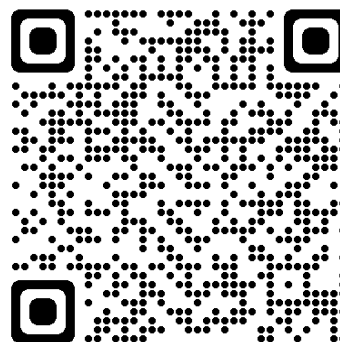
いざという時に正常に機能するように、定期的に点検ボタンを押すなどして作動確認を行いましょう！！



★住宅用火災警報器の交換について★

住宅用火災警報器は古くなると、「電池切れ」や「機器不良」によって正常に音が鳴らないことがあります。

正常に音が鳴らない住宅用火災警報器は、速やかに交換しましょう！！



「10年たったらとりカエル。」
ホームページ（QRコード）

★取付支援のご案内★

- 「住宅用火災警報器の購入の仕方がわからない。」
- 「購入したけど、どこに付けたらいいかわからない。」
- 「天井に取り付けたいけど、高くて取り付けられない。」

など、住宅用火災警報器の取り付けに関してお困りの方は、下記までお気軽にお問い合わせください。

○お問い合わせ先○

宇部市港町二丁目3番30号

宇部・山陽小野田消防局予防課

【電話番号：0836-21-7599】